様式第七

裁決申請書

裁決申請者　住所
　　氏名
相手方　住所
　　氏名

海岸法第十二条の二第一項（第十八条第七項、第十九条第一項、第二十一条第三項、第二十一条の三第三項、第二十三条第三項並びに第三十七条の八において準用する第十二条の二第一項、第十八条第七項及び第二十三条第三項）の規定による損失の補償について、同法第十二条の二第二項（第十八条第八項において準用する第十二条の二第二項、第十九条第三項並びに第二十一条第四項、第二十三条第四項及び第三十七条の八において準用する第十二条の三第四項、第二十三条第四項及び第三十七条の八において準用する第十二条の二第二項）の規定による協議が成立しないから、左記により裁決を申請します。

記

一　損失の事実
二　損失の補償の見積及びその内容
三　協議の経過

年　月　日

裁決申請者　住所
　　氏名

収用委員会御中

備考

一　裁決申請者又は相手方が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

二　裁決申請者が二人以上の場合は、連名で申請することができること。

三　「損失の事実」については、発生の場所及び時期をあわせて記載すること。

四　「損失の補償の見積及びその内容」については、積算の基礎を明らかにするものとし、法第十九条第一項の規定によつて工事を行うことを要求する場合は、その費用の見積をあわせて記載すること。

五　「協議の経過」については、経過の説明のほかに協議が成立しない事情を明らかにすること。